

平成 24 年度に発覚した 深川地区消防組合会計不正経理問題に関する経過について

《令和 6 年 2 月 深川地区消防組合》

深川地区消防組合（以降は「消防組合」と記載します。）では、平成 24 年度に発覚しました不正経理問題につきまして、不正経理を行った元消防長を被告として旭川地方裁判所へ民事訴訟を提起し、平成 26 年に損害賠償金を支払うよう判決が確定した後、これまで損害賠償金の回収に努めてきましたが、これ以上の回収ができない状況になりましたことから、あらためてその経緯について説明いたします。

1 不正経理発覚による消防組合・消防組合議会の対応と民事訴訟判決までの経過

平成 24 年 4 月例月出納検査（監査委員により毎月行われている会計検査）で、消防負担金（組合構成 1 市 5 町：深川市、妹背牛町、秩父別町、北竜町、沼田町及び幌加内町から納入される負担金）に 3,310 万円の未収金について指摘を受けました。

消防組合では、監査委員の指摘を受けて内部調査や元消防長を含めた消防職員等への事情聴取、さらには公認会計士による検証を行い、その後刑事告訴しましたが不起訴処分（起訴猶予）となりました。

一方、消防組合議会では、消防組合からの報告を受けて不正経理等調査特別委員会を設置し、元消防長を含めた消防関係者からの聞き取りなどを行い真相解明に努め、不正経理の中心人物は元消防長のほかに考えられないとの判断に至りました。また、消防組合に対し「法的手段を講じて損害額の全額回収を行うこと」「再発防止対策に努めること」などの提言を受けました。

消防組合は、平成 25 年 2 月に 1 市 5 町で住民説明会を開催、同年 7 月には民事訴訟を提起し、平成 26 年 8 月消防組合の主張を全面的に認める判決いただきました。

2 民事訴訟後の対応

- ・平成 26 年 9 月判決が確定後、弁護士により元消防長に財産がないことを確認しました。
- ・平成 26 年から令和 4 年末までに、元消防長から損害賠償金 238 万円を回収しました。
- ・令和 5 年 2 月に元消防長が急逝したことが確認されました。
- ・令和 5 年 11 月までに、弁護士により、すべての方が相続放棄され相続人がいない状況が確認されました。

3 今後の対応

消防組合は、債務者が死亡し相続人が不在となり、今後財産が出てくる可能性も限りなく低いと判断し、損害賠償金の債権放棄手続きに入る方針としました。